

“女性団体から多数のご意見・ご要望をいただきました”

「市民と議員の懇談会」を開催

市民との多様な意見交換の場、議会が持つ情報の発信の場として、「市民と議員の懇談会」を開催し、市政に関する情報提供に努めるとともに、議会に対する意見・提言・批判等市民の声を直接聴取することとし、今回で6回目を迎えました。

今までの懇談会で出席の少なかった女性の参加を求め、意見・要望等たくさんいただきました。（懇談会の内容は取りまとめ後、奥州市議会のホームページに掲載します）

開催日時	班	会 場	参加者数
11月11日(月)	1	水沢地区センター 会議室	15
	2	江刺総合支所 多目的ホール	35
	5	衣川保健福祉センター 多目的ホール	18
11月12日(火)	3	前沢総合支所 大会議室	13
	4	胆沢総合支所 大会議室	13
計			94



11/11 衣川保健福祉センター

～二元代表制の発展と地方議会～

地方自治と地方議会の役割

市議会市政調査会（会長：菊池嘉穂議員）は11月13日に、自治体問題研究所主任研究員の池上洋通氏を講師に迎え「地方自治に関する講演会」を開催しました。

講師は自治体職員、研究機関職員、大学講師などの経験を持つ地方自治理論・政策の実践的研究者で、「憲法・地方自治が定める地方自治と地方議会の役割」と題し講演が行なわれました。

日本国憲法と明治憲法（大日本帝国憲法）の構成比較や、日本国憲法の第8章「地方自治」について、分かりやすく解説していただきました。

また、議会の役割とあるべき姿として、「首長の独任制である執行機関が陥りやすい独善的な判断とそれに基づく事務の執行をただし、住民の生活の実現と願いに依る行政活動を生み出すために、どれほど多様な意見・英知を集め、率直に審議・討論・議決ができるかが、議会の水準を決定するカギなのです」と話されました。



池上 洋通 氏（自治体問題研究所 主任研究員）

議員の寄付行為について

公職選挙法では、選挙区内にある者に対して寄付を禁じられています。また市民が、議員に対し、寄附の勧誘や要求をすることはできません。この場合、相手に不安を抱かせるような方法で勧誘または要求をすると処罰されます。

〔禁止されている寄付等の例〕

- ・病気見舞い品など ・各種行事、大会や祝賀会への寄付や差し入れ ・盆踊り、祭礼への寄付や差し入れ
- ・落成式、開店祝いの花輪など ・葬式の花輪、供花 ・お中元、お歳暮 ・所有する土地の無償貸付
- ・議員報酬の一部返上

（会費制の会合、行事の際の会費や香典返しとしての物品等は、寄付に当たらないとされています）

〔除外又は例外として認められるもの〕

- ①結婚披露宴に自ら出席し、その場においてする祝儀
- ②本人が葬儀や通夜に自ら出席し、その場においてする香典
- ③政党その他政治団体又はその支部に対してする場合
- ④親族（6親等内の血族、配偶者及び3親等内の婚族）に対してする場合
- ⑤政治上の主義又は施策を普及させるために行う講演会その他政治教育のための集会に関し、必要やむを得ない実費の保証としてする場合